

令和9年
三重県交通安全県民運動

思いやりとゆずりあいで交通事故をなくす年間運動

令和9年 三重県交通安全県民運動スローガン

やさしさが　安全つなぐ　三重の道 ～スマホより　周りを見渡し　防ぐ事故～

令和9年1月1日から12月31日までの1年間

三重県・三重県交通対策協議会

〒514-8570　三重県環境生活部　くらし･交通安全課　TEL059-224-2410　FAX059-224-3069

令和9年　三重県交通安全県民運動実施要綱

1.目的

この運動は、人命の尊重を基本として、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、悲惨な交通事故を防止し、誰もが住みよい安全で安心な交通社会を実現することを目的とします。

2.期間

令和9年1月1日～令和9年12月31日の1年間

3.令和9年 三重県交通安全県民運動スローガン

やさしさが　安全つなぐ　三重の道

～スマホより　周りを見渡し　防ぐ事故～

4.主唱

三重県交通対策協議会



5.年間重点目標

(1) こどもと高齢者の交通事故防止
(2) 横断歩道における歩行者優先の徹底
(3) 歩行者の交通ルール遵守の徹底
(4) シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
(5) 飲酒運転や「ながらスマホ」等の悪質・危険な運転の根絶
(6) 自転車・特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進
(7) 夕暮れ時(どき)又は天候に応じた早めのライト点灯の推進
(8) 反射材用品の普及促進

6.運動の名称・期間

(1) 期間を定めて行う運動

ア　年間運動

運　動　名	実施期間
思いやりとゆずりあいで交通事故をなくす年間運動	1月1日(金・祝)～12月31日(金)

イ　各季運動等

運　動　名	実施期間	その他
春の全国交通安全運動	4月　6日(火)～　4月15日(木)	各季運動の実施要綱は別に定めます。
夏の交通安全県民運動	7月11日(日)～　7月20日(火)	
秋の全国交通安全運動	9月21日(火)～　9月30日(木)	
年末の交通安全県民運動	12月　1日(水)～12月10日(金)	

(2) 日や時期を定めて行う運動

運　動　名	実　施　日	参　　考
交通事故死ゼロを目指す日	全国交通安全運動期間中に実施予定	記録が残る昭和43年以降で交通死亡事故のなかった日はないという厳しい状況から、交通安全に対する国民の意識を高めるため平成20年から設置されました。
交通安全の日	毎月11日	毎月11日を「交通安全の日」と定め、県民の交通安全意識の向上を図ります。
高齢者交通安全の日 (セーフティー・シルバー・デー)	毎月15日 (S・Sデー)	高齢者の交通事故死者数が高い水準で推移していることから、毎月15日を「高齢者交通安全の日」と定め、高齢者の交通事故防止を図ります。
自転車安全対策強化日 (セーフティー・バイシクル・デー)	毎月第一月曜日 (S・Bデー)	自転車が関連する交通事故を防止するため、毎月第一月曜日を「自転車安全対策強化日」と定め、自転車の安全利用の推進を図ります。
三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす推進運動の日	12月1日(水)	飲酒運転の根絶についての理解と関心を深めるようにするため、12月1日を「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす推進運動の日」と定め、飲酒運転の根絶に向けた取組を推進します。
夕暮れ時(どき)、ちょっと早めのライト・オン運動	10月1日(金)～12月31日(金)	車両運転者には、夕暮れ時又は天候に応じた早めのライト点灯、歩行者・自転車運転者には反射材用品等の着用推進によって、全ての道路利用者の交通安全意識の高揚を図り、夕暮れ時の交通事故を防止します。

7.運動の推進方法

(1)　推進機関・団体は、相互に連携を密にして、それぞれの地域の特性と実情に応じた具体的な推進計画を策定し、効果的な交通安全活動を展開するものとします。

(2)　推進機関・団体は、それぞれの傘下組織に本運動の趣旨を周知徹底させるとともに、広く県民への参加を呼びかけ、県民総ぐるみの運動として展開されるよう努力するものとします。

8.運動の推進事項

⑴三重県交通対策協議会推進機関・団体の共通推進事項

ア　各季の交通安全運動、「交通安全の日」等の活動の推進
イ　交通安全運動等に伴う連絡会議の開催
ウ　職員の交通安全意識の高揚
エ　各種広報媒体を活用した広報活動の推進
オ　反射材用品の普及促進
カ　パンフレット、リーフレット、チラシ等の啓発資料の作成・配布
キ　立て看板、ポスター、横断幕等の掲出による広報の推進
ク　職員に対する交通安全教育の徹底
ケ　シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の推進
コ　ＡＣＴＩＯＮ３８　キャンペーンの推進
サ「まもってくれてありがとう運動」の推進
シ　横断歩道“ハンドサイン”キャンペーンの推進
ス　飲酒運転根絶に向けた取組の推進
セ　運転免許証自主返納への支援
ソ　安全運転サポート車の啓発推進
タ　自転車・特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの理解とヘルメット着用の促進



⑵県

ア　三重県交通対策協議会の開催
イ　市町等との連携による交通安全運動の推進
ウ　ポスター、チラシ等の作成・配布
エ　三重県交通安全研修センターにおける「参加・体験・実践」型交通安全教育の推進
オ「運転免許証自主返納サポートみえ」の充実
カ　テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等による広域的な交通安全広報の実施



⑶市町

ア　市町交通安全対策協議会等の開催
イ　地域における交通安全運動の推進
ウ　広報紙等の各種広報媒体による交通安全に関する啓発
エ　ポスター、チラシ、横断幕等による啓発
オ　広報車等による交通安全広報の実施
カ　各種交通安全教育の推進
キ　通学路等の点検の推進

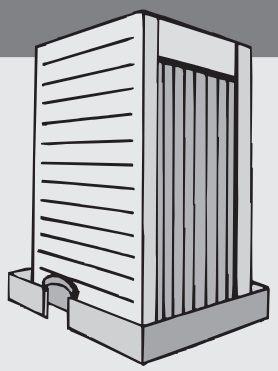

⑷警察

ア　交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進
イ「参加・体験・実践」型の交通安全教育の推進
ウ　地域交通安全活動推進委員・交通ボランティア等と連携した活動の推進
エ　交通事故分析資料及び道路交通情報の提供
オ　安全で快適な交通環境の整備
カ　ＡＣＴＩＯＮ３８　キャンペーンの推進
キ　横断歩道“ハンドサイン”キャンペーンの推進

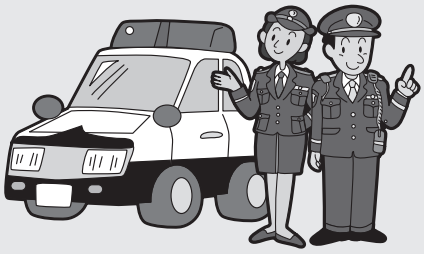

⑸運輸支局



ア　不正改造、無車検・無保険、無許可営業車両の指導取締り
イ　自動車運送業者等に対する運行及び労務管理の指導

⑹道路管理者



ア　道路の整備、障害物の除去等道路交通環境の整備・充実
イ　道路標識・標示の点検・整備と視認性の確保
ウ　道路情報の提供
エ　道路パトロールの実施

⑺教育関係機関・団体（保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

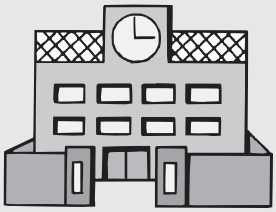

ア　園児、児童、生徒に対する交通安全教育の徹底
イ　登下校（園）時における街頭指導の充実
ウ　教職員に対する交通安全教育講習会の実施
エ　広報紙、ＰＴＡ機関紙、学校（学年）通信等による
　児童・生徒・保護者に対する広報活動の推進

⑻交通安全協会

ア　園児、こども、高齢者に対する交通安全教育の推進
イ　歩行者、自転車利用者等の交通ルール遵守及び交通マナー向上を図るための活動の推進
ウ　二輪車、自転車の事故防止対策とヘルメットの正しい着用の推進
エ　飲酒運転の根絶に向けた「ハンドルキーパー運動」等の推進
オ　「まもってくれてありがとう運動」の推進
カ　反射材用品の着用促進
キ　各季の交通安全運動期間を中心とした街頭指導活動の推進
ク　交通安全に資する各種イベント等の開催及び支援
ケ　テレビ、ラジオ、新聞及びＳＮＳ等を活用した交通安全広報の推進



⑼指定自動車教習所協会



ア　教習生、高齢者講習受講者等に対する安全運転教育
イ　交通安全教育センターとして地域における交通安全教育活動
ウ　教習所の一日開放などによる広報・啓発活動の推進

⑽自家用自動車協会



ア　自家用自動車ユーザーに対するセーフティ＆エコドライブ研修等の開催
イ　四季の交通安全運動等における街頭啓発活動の推進
ウ　自家用自動車の日常点検における自己管理責任の啓蒙活動
エ　広報啓発物品の作成・配布による自動車運転者の安全運転
　意識高揚に向けた取組の推進
オ　若年運転者対策の推進
カ　新聞等の各種メディア、機関紙等による交通安全広報の実施

⑾安全運転管理協議会

ア　企業・事業所及び安全運転管理者等に対する各種講習会、研修会等の開催
イ　企業・事業所等に対する広報啓発物品の作成・配付等による交通安全思想の普及啓発活動の推進
ウ　企業・事業所等に対する道路交通法等交通関係法令の周知活動の推進
エ　四季の交通安全運動等における街頭啓発活動の推進
オ　機関紙等による広報啓発の実施

⑿バス・トラック・タクシー協会等自動車関係機関・団体

ア　自動車運送業者等に対する運行及び労務管理並びに健康管理の指導
イ　自動車の点検整備の励行指導
ウ　過積載、過労運転防止対策の推進
エ　講習会、研修会等の開催と運転者適性診断の実施
オ　営業所、ターミナル等へのポスター、立て看板等の掲出と交通安全広報の推進
カ　累積点数通知制度による交通違反・事故防止の推進
キ　事業用自動車総合安全プラン2030の推進






9.県民一人ひとりの推進事項

⑴歩行者

ア　横断歩道の通行、横断禁止場所の横断禁止、信号遵守等の交通ルールを守るとともに、正しい交通マナーを実践しましょう。
イ　夕暮れ時（どき）、夜間の外出時は、明るい目立つ色の服装の着用に努め、反射材用品を着用しましょう。
ウ　「歩きスマホ」は周囲への注意が散漫となり危険ですので、絶対にやめましょう。

⑵自転車の運転者

ア　自転車も車両であることを忘れず、自転車安全利用五則を守りましょう。
イ　ハンドル、ブレーキ、ライト等を常に点検整備し、夜間は反射材用品を着用しましょう。
ウ　運転中の「ながらスマホ」、二人乗り、並進、傘差し、イヤホン使用等が、自分や周囲に危険を及ぼすことを自覚し、「危険な運転」は絶対にやめましょう。
エ　自転車運転中の交通事故で亡くなった方の多くが頭部に致命傷を負っています。交通事故から命を守るため、ヘルメットをかぶりましょう。
オ　自転車損害賠償責任保険等への加入は義務となっています。万が一の交通事故に備え、必ず加入しましょう。
カ　自転車の飲酒運転も自動車と同様に重大な交通事故につながる悪質・危険な行為ですので、絶対にやめましょう。

自転車安全利用五則

1　車道が原則、左側を通行
　歩道は例外、歩行者を優先
2　交差点では信号と一時停止を守って、
　安全確認
3　夜間はライトを点灯
4　飲酒運転は禁止
5　ヘルメットを着用

特定小型原動機付自転車の基準や主なルール

・車体の大きさ　長さ190cm以下　幅60cm以下
・定格出力が0.6kw以下の電動機を用いること
・構造上の最高速度が20km/h以下であること
・ＡＴ機構であること
・最高速度表示灯が備えられていること
・道路運送車両法上の保安基準に適合していること
・自動車損害賠償責任保険（共済）の契約をしていること
・標識（ナンバープレート）を取り付けていること
・16歳未満の運転は禁止
・飲酒運転は禁止

⑶特定小型原動機付自転車の運転者

ア　特定小型原動機付自転車（基準を満たす電動キックボード等）を運転するときは、交通ルールを正しく理解・遵守し、ヘルメットを着用して安全に利用しましょう。
イ　全ての電動キックボード等が特定小型原動機付自転車に該当するわけではなく、原動機の定格出力等によっては、一般の原動機付自転車等の区分になりますので注意しましょう。
ウ　夜間は反射材用品を着用し、他の車両からの視認性を向上させましょう。

⑷自動車・二輪車運転者

ア　横断歩道では、歩行者の有無に注意して、歩行者優先を徹底しましょう。
イ　シートベルトを必ず着用するとともに、全ての同乗者にも着用させましょう。
ウ　6歳未満の幼児を乗せる時は、チャイルドシート等を正しく使用し、6歳以上でも体格等の事情により、シートベルトを適切に着用できない場合は、チャイルドシート等を使用しましょう。
エ　安全速度を守りましょう。
オ　交差点では、信号を遵守するほか、一時停止や徐行等を必ず行い、安全確認を徹底しましょう。
カ　歩行者、自転車の側方を通過する時は、速度を落として、安全な間隔を保ちましょう。
キ　白や黄のつえを持った人や盲導犬を連れた人などが歩いている場合には、一時停止か徐行をして、これらの人が安全に通れるようにしましょう。
ク　夕暮れ時（どき）はもちろん天候に応じて早めにライトを点灯し、原則、対向車や先行車がいない状況ではハイビームを使用しましょう。
ケ　交通事故防止、交通事故発生時の被害軽減のため、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカー（略称：サポカー）への乗換えについて積極的に検討しましょう。
コ　身体機能の変化等により、運転に不安を覚えることがあれば、運転免許証の自主返納について検討しましょう。
サ　二輪車を運転するときは、ヘルメットを正しく着用し、交通事故発生時の被害軽減のためにプロテクターを活用しましょう。
シ　飲酒運転や「ながらスマホ」、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）は、重大事故につながる極めて悪質・危険な行為ですから絶対にやめましょう

…… 三重県交通対策協議会が推進する各種交通安全対策 ……

三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす運動の推進　～STOP!飲酒運転inみえ～

○ 三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例（平成25年7月1日施行）
～飲酒運転違反者には、「アルコール依存症に関する受診義務」が課せられます～
　飲酒運転の根絶のためには、厳罰化だけではなく、教育を通して道徳やマナーなど社会のルールを守ろうとする意識を高めることや、アルコール依存症に関する診断を受けるなど、再発防止の取組が大切です。県民、事業者、教育機関、県などが協力し、飲酒運転を根絶するための取組を行うことにより、飲酒運転のない安全で安心な暮らしをめざしましょう。
　毎年12月1日は、「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす推進運動の日」です。家庭や学校、職場で一丸となり、飲酒運転防止意識を高めましょう。



ハンドルキーパー運動

飲酒運転を防止するため、やむを得ず、仲間と自動車で飲食店などへ行く場合に、仲間同士や飲食店の協力を得てあらかじめ飲まない人を決め、その人が仲間を安全に自宅まで送り届け、飲酒した人にハンドルを握らせないという運動です。



ACTION38　キャンペーン

道路交通法第３８条（横断歩道等における歩行者等の優先）の“３８”を模したシンボルマークの広報用ステッカー等を活用し、「三重県から歩行者保護の行動（ＡＣＴＩＯＮ）を起こす」ことにより、信号機のない横断歩道における停止率向上につなげ、横断歩行者の交通事故ゼロをめざします。

まもってくれてありがとう運動

児童等が横断歩道を横断する際や横断後に、停止してくれた運転者に対して頭を下げたり、「ありがとう」と言ったり、会釈したりしてお礼の気持ちを表し、横断歩道が人優先であることを学び、横断歩道でのルールとマナーについて自然に理解できる取組です。

また、運転者にも「止まらなければ」という気持ち（歩行者保護の気持ち）を起こさせ、安全運転意識の高揚と交通事故の減少を図ることを目的としています。

横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン

横断歩道横断時の自らの安全を守るための交通行動として、「少し手を上げたり、運転者に顔を向けるなどして横断する意思を明確に伝えること」、「安全を確認してから横断を始めること」、「横断中も周りに気を付けること」を促し、歩行者の安全の確保を図ります。



…… 県民の皆様へ ……

交通安全に関する情報提供について

三重県警察　交通安全メール便

三重県警察では、事業所等を対象として、交通事故発生状況等の情報をメール配信しています。（毎月1回及び不定期号外）

配信を希望される方は、件名に「配信希望」、本文に「事業所名」「連絡先（電話番号）」「担当部署名と担当者名」を記載し「kokikaku@police.pref.mie.jp」までメール送信してください。

“みまも”のメルマガ

セーフティプラザみえ　マスコットキャラクター“みまも”から皆様に交通安全に関するアドバイスメールが届きます。（毎月1回及び不定期号外）配信を希望される方は、件名に「メルマガ希望」と表記の上「info@safetyplaza-mie.com」までメール送信してください。

…… 三重県交通安全ストーリー（交通安全啓発動画）を公開中 ……

4つのテーマ（①飲酒運転根絶編、②横断歩道編、③高齢歩行者編、④自転車編）のストーリー仕立ての動画を県ホームページで公開しています。ぜひご覧ください。

こちらから交通安全啓発動画をご覧ください→

三重県交通安全ストーリー　検索

三重県交通対策協議会推進機関・団体一覧（122機関・団体）

三重県
三重県警察
三重県教育委員会
市町
市町教育委員会
一般財団法人三重県交通安全協会
一般社団法人三重県自家用自動車協会
一般社団法人三重県安全運転管理協議会
一般社団法人三重県トラック協会
一般社団法人三重県タクシー協会
一般社団法人三重県自動車整備振興会
一般社団法人三重県指定自動車教習所協会
一般財団法人三重県老人クラブ連合会
公益社団法人三重県バス協会
国土交通省中部運輸局三重運輸支局
国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所
国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所
三重労働局
軽自動車検査協会三重事務所
中日本高速道路株式会社名古屋支社桑名保全・サービスセンター
中日本高速道路株式会社名古屋支社津高速道路事務所
三重県高速道路交通安全協議会
独立行政法人自動車事故対策機構三重支所
自動車安全運転センター三重県事務所
三重県市長会
三重県町村会
三重県自治会連合会
三重県商工会議所連合会
三重県石油業協同組合
三重県農業共済組合
一般社団法人全国道路標識・標示業協会中部支部三重県協会
一般社団法人三重県建設業協会
一般社団法人三重県銀行協会
三重交通株式会社
三岐鉄道株式会社
近畿日本鉄道株式会社名古屋統括部運輸部
近畿日本鉄道株式会社大阪統括部運輸部
東海旅客鉄道株式会社東海鉄道事業本部
西日本旅客鉄道株式会社伊賀上野駅
日本貨物鉄道株式会社東海支社
伊勢鉄道株式会社
一般社団法人生命保険協会三重県協会
三重県交通共済協同組合
日本郵便株式会社東海支社
日本たばこ産業株式会社津支店
三重県商工会連合会
一般社団法人三重県食品衛生協会
三重県生活衛生同業組合連合会
三重県木材組合連合会
日本赤十字社三重県支部
公益社団法人三重県医師会
公益社団法人三重県歯科医師会
三重県自転車協同組合
三重県印刷工業組合
公益社団法人日本青年会議所三重ブロック協議会
三重県消防協会
一般社団法人三重県自動車会議所
三重県自動車販売店交通安全対策推進協議会
三重県自動車販売協会
三重県軽自動車協会
一般社団法人日本自動車連盟（ＪＡＦ）三重支部
三重県中古自動車販売協会
損害保険料率算出機構四日市自賠責損害調査事務所
三重県ＰＴＡ連合会
三重県高等学校ＰＴＡ連合会
三重県子ども会連合会
日本ボーイスカウト三重連盟
ガールスカウト日本連盟三重県支部
三重県青年団協議会
三重県地域交通安全活動推進委員協議会
三重県国公立幼稚園・子ども園長会
三重県私立保育連盟
三重県小中学校長会
三重県立学校長会
建設業労働災害防止協会三重県支部
一般社団法人三重県社会基盤整備協会
三重県砂利協同組合連合会
三重県砕石工業組合
社会福祉法人三重県社会福祉協議会
一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会
公益社団法人三重県障害者団体連合会
三重県私学総連合会
三重県農業協同組合中央会
三重県信用農業協同組合連合会
全国農業協同組合連合会三重県本部
全国共済農業協同組合連合会三重県本部
三重県厚生農業協同組合連合会
三重県新生活運動推進協議会
日本海洋少年団三重県連盟
一般社団法人三重県建築士会
三重弁護士会
三重県人権擁護委員連合会
三重県交通安全母の会連合会
公益社団法人三重県観光連盟
一般社団法人三重県警備業協会
三重県交通遺児を励ます会
三重県電気工事業工業組合
公益社団法人三重断酒新生会
三重県小売酒販組合連合会
伊勢新聞社
株式会社産業経済新聞社津支局
株式会社中日新聞社三重総局
一般社団法人共同通信社津支局
株式会社時事通信社津支局
株式会社中部経済新聞社三重支社
株式会社朝日新聞社津総局
株式会社毎日新聞社津支局
株式会社読売新聞社津支局
株式会社日本経済新聞社津支局
株式会社日刊工業新聞社三重支局
日本放送協会（ＮＨＫ）津放送局
株式会社ＣＢＣテレビ三重支社
東海テレビ放送株式会社三重支社
東海ラジオ放送株式会社
三重テレビ放送株式会社
名古屋テレビ（メーテレ）放送株式会社三重支社
中京テレビ放送株式会社三重支局
三重エフエム放送株式会社
一般社団法人日本損害保険協会中部・北陸支部三重損保会
三重県遊技業協同組合
公益社団法人三重県生活衛生営業指導センター

（以上 122 推進機関・団体　順不同）